

そこで、それまでの自立は、並列の關係においてます。一方で、自立のため日常生活自立や社会生活自立があるのではなく、日常生活自立が並列的に行なわれていても、日常生活自立が果たされることは、ないことを意味しています。

それぞれの人が置かれている状況のなかで、日常生活レベル、社会生活レベル、既就労レベルで自分の可能性を追求していくこと、被保護者が決定・選択し自ら切り開くことを支援していくことが大切であると考えます。

### 生活保護における対人援助

生活保護の実施機関である福祉事務所は、最低生活を保障しながら、被保護者の経済的自立のみならず、広く社会的自立に向かっての相談援助・支援活動を行っています。

この相談援助・支援活動は、生活保護の実施過程ともいわれ、受付→申請→審査→要否判定→決定(開始・却下)→支給(変更・停止)→廃止→という各段階を経ます。これら一連の過程は、福祉事務所からみれば生活保護受給過程、逆に、利用者からみれば生活保護受給過程となります。

同時に、ソーシャルワーカー(生活保護法においては「指導・指示」及び「相談・助言」など)を通して行われる相談援助・支援活動を通して利用者の生活全体を援助・支援していく社会福祉実践過程であるといえます。

生活保護実施過程が、単に経済給付過程を行う過程にとどまらず、経済給付を通じて要・被保護者の社会的自立に向けての相談援助・支援活動になるかは、実際にどのような活動が行われるかにかかっています。

また、生活保護における相談援助・支援活動の範囲と内容は、生活保護の対象となる利用者に対するこれら一連の援助・支援活動をさしているだけでなく、生活相談・支援としてことで福祉事務所にかかわってくるすべての相談を含めて考えられており、またそこでの相談援助・支援活動はそれぞれの相談に応じて問題の解決に寄与する内容をもつています。

そのため、そこでは、①生活困難ということで直接・間接にかかわってくるすべての相談を含めていること、②生活保護の対象とならない相談者の相談援助・支援活動も含まれていること、③生活保護廃止後の相談援助・支援も含まれていること、などなります。

### 相談援助と支援の関係

生活保護法のなかで、相談援助と支援はどのように位置づけられているのでしょうか。

平成十二年の地方分権一括法に伴う生活保護法の改正において、最低生活保障と最低生活保障に伴う指導・指示にかかる業務は法定化事務、被保護者への相談・助言と、利用者への相談・助言にかかる業務は自治事務として位置づけられるようになりました。自立支援プログラムの導入により支援活動も自治事務と位置づけられました。

そこで、生活保護法における相談援助と支援の関係は、次のように理解しておく必要があります。

①相談者(要保護者を除く)及び要保護者の意向に即した相談助言は、相談者(要保護者を除く)に対して社会福祉法及び福祉各法を法的根拠に、また、要保護者に対する生活保護法第二十七条の二(相談及び助言)及び生活保護法第二十八条(保護申請に伴う助言指導)を法的根拠とする。

②被保護者の意向を尊重した援助相談援助

活動は、生活保護法第二十七条を法的根拠にする。

③被保護者の選択と決定に基づく支援活動は第二十七条の二(相談及び助言)を法的根拠とする。

そのため、被保護者が自立支援アドバイスを選択しない、あるいは自立支援アドバイスが不調に終わることにより指導・指示違反として保護の廃止を行なうことがあります。

### ソーシャルワーカーとしての援助(相談援助活動)と支援(支援活動)

援助(help)と支援(support)とはどう違うのでしょうか。

援助とは、援助者であるソーシャルワーカー(生活保護ワーカー)が主体となり対象者である利用者に働きかけ、生活課題を緩和・解決を図っていくことをさします。それに対し支援とは、利用者が主体となり、生活課題の緩和・解決を図り、支援者であるソーシャルワーカー(生活保護ワーカー)はそれを側面から支援していくことをさします。

援助の主体はソーシャルワーカー(生活保護ワーカー)、支援の主体は利用者です。

生活保護法における相談援助と支援の関係	
相談者・要保護者	最低生活保障+自立支援
相談者・要保護者	生活保護法(相談援助活動及び支援活動)
相談及び助言	自立支援(相談援助)
相談援助	被保護者の選択と決定に基づく支援活動
相談者・要保護者	被保護者の意向に即した相談援助活動及び助言
○相談及び助言	○相談及び助言 <相談者> 社会福祉法及び ひき会議法に おいて規定 <要保護者> 生活保護法 第二十七条 相談及び助言 ○相談申請に伴 う助言指導 <要保護者> 生活保護法 第二十八条 相談及び助言 (開拓作成)

しかしながら、実際としては、援助においても支援においても、共に利用者の意向の尊重あるいは利用者主体という考え方のもとに、相談援助あるいは支援活動が展開されており、支援という言葉を使用することで、よりその考え方を表明しているといえます。

\* \* \*

自立支援アドバイスに取り組みつつ、福祉事務所の現場では、アドバイスに対する理解がまちまちだという現実があなうです。

次号では従来の相談援助活動と、自立支援アドバイスの違いをアロセスから解説します。

### 参考文献

- ① 国都卓『福祉事務所ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会、二〇〇三年
- ② 東京都板橋区／首都大学東京共編・国都卓著者代表『生活保護自立支援アドバイスの構築－官学連携による個別支援アドバイスのPlan-Do-See』どうせい、二〇〇七年
- ③ 生活保護自立支援の手引き編集委員会『生活保護自立支援の手引き』中央法規、二〇〇八年

## 〔第2回〕基礎② プロセスで見る、相談援助活動と自立支援プログラム

首都大学東京教授 国分 韶一

全国の福祉事務所では「さまざまなかたちで自立支援プログラム」に取り組んでいます。しかし、自立支援プログラムに対する理解はまだ多くない現実があるようです。そこで、今回は從来の相談援助活動と自立支援プログラムの違いをプロセスから解説します。

### 自立支援のプロセス

従来の生活保護における相談援助のプロセスは、次のように分けて考えることができます。それは、①相談援助の導入に当たる受付段階(インテーク)、②調査や要否判断を行なう生活保護申請段階(アセスメント)、③生活保護の決定とそれからの相談援助の

方向性づけ(相談援助計画の作成、プランニングとともに)とその実施(介入、インターベンションとともに)並びに相談援助活動の見直し(モニタリングと評価)を行う生活保護受給段階、そして④賃貸給付と相談援助が終結する生活保護廃止段階(終結、タータミネーションとも)の各段階です。そして生活保護における相談援助活動の範囲は、受付段階の相談者、申請段階の要保護者、受給段階の被保護者、そして廃止段階の元被保護者のすべてに觸れる相談援助活動を指しています。

一方、「自立支援プログラム」ですが、こちらは現に生活保護を受給している被保護者を対象に被保護者の選択と決定に基づき行われる支援活動を指します。

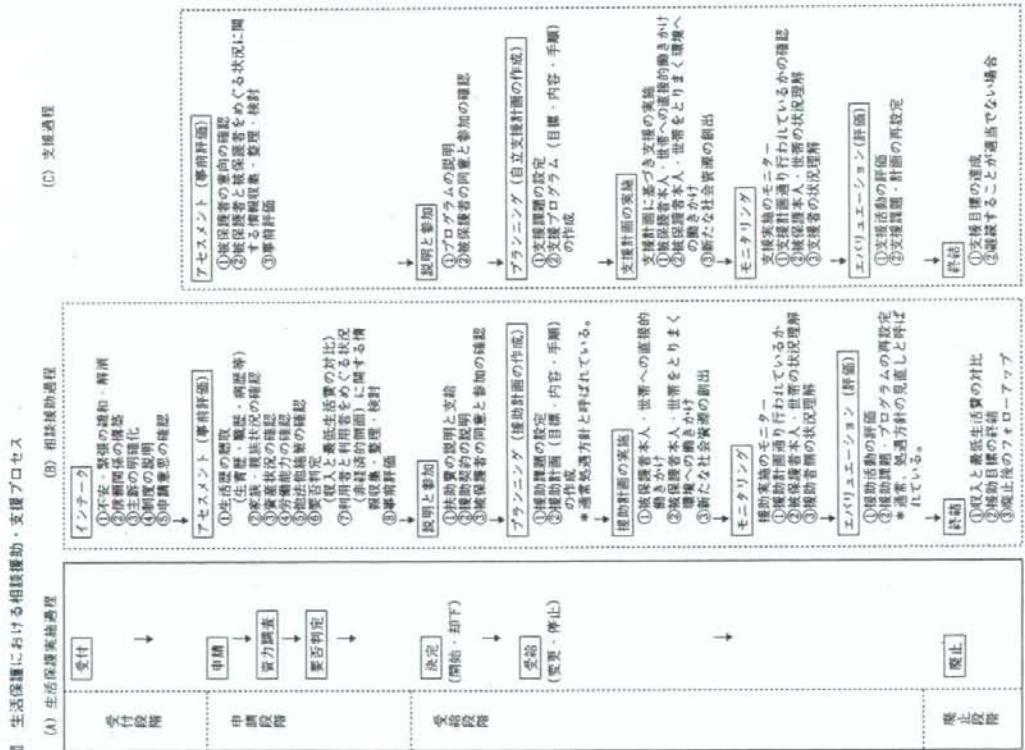
「自立支援プログラム」は、次のように大きく四つの支援プロセスに分けて考えること

ことができます。

#### (1) アセスメント(事前評価)と「説明と参加」の段階

「アセスメント」では、①被保護者の意向の確認、②被保護者と被保護者のめぐる状況(環境)に関する情報収集・整理・検討(分析)、③事前評価を行ないます。

いうまでもなく相談援助活動の導入に当たる「インテーク」段階から被保護者とワーカーとの信頼関係が構築され相談援助活動が展開されています。そこで支援活動においては、その関係性を保持・強化していくとともに、「アセスメント」として被保護者がどのような支援の意向をもつているのか、また被保護者本人並びに被保護者がどのような状況(環境)に置かれているのかを、さらに本人と状況(環境)の関係について、アセスメントシートを使用し被保護者



国語版「社会問題事務所ソーシャルワーカー必読・生活保護における社会問題研究」全国社会問題研究会、2003年、p.21を改変加筆

の事前評価を行います。

次いで「説明と参加」においては、①アロケラムの説明、②被保護者の同意と参加の確認を行います。それははじめに、被保護者の支援課題に即して生活保護の実施機関である福祉事務所がどのような自立支援プログラムを提供できるのかについて被保護者への提示とその説明を行い、次いで、それが被保護者の同意と参加のもとにに行われるなどを確認する場面として設定しています。

#### (2)「プランニング(自立支援計画の作成)」段階

「プランニング(自立支援計画の作成)」の段階では、①支援課題の設定、②支援アロケラム(目標・内容・方法・手順)の作成があります。

アセスメント結果を踏まえ、はじめに、被保護者がどのような支援課題があるのかを確認し、またその中で優先的に取り組むべき支援課題はどれかを、被保護者の参加のもとに設定します。

次いで、支援目標・内容・方法・手順を定める自立支援計画を策定します。これは支援課題を緩和・解決するために具体的な支援目標・内容の設定を行い、それらの目標達成のために、被保護者と環境への動きを

かけを、いつ、じうで、誰が、どのような方法や手順で行つたらよいのかを提示する、いわば、支援活動の全体的見取り図にあたります。

#### (3)「自立支援計画の実施」の段階

この段階には、①自立支援計画の実施、②モニタリング、③エバリューション(評価)があります。

①自立支援計画の実施においては、①被保護者本人・世帯への直接的な働きかけ、②被保護者本人・世帯をとりまく環境への働きかけ、③支援課題に対して既存社会資源の開拓・調整が難しい場合、新たな社会資源を創出していくこと、があります。

②モニタリングにおいては、支援活動の振り返りが行われます。それは、①支援計画どおり行われているかの確認、②被保護者本人・世帯の状況理解、③支援者の状況理解、があります。

③エバリューション(評価)は、事前評価にあたるアセスメントに対し、事後評価を行うことを指しています。それは、①支援活動の評価、②支援課題・計画の再設定があります。①においては、支援目標がどの程度達成されているのか、また支援が適切に行われているのか、を評価します。②

においては、実施されている支援が達成されていない状況、具体的には被保護者の支援課題に変化が生じた場合、支援課題に支援内容・方法等が十分対応していない場合、引き続き再評価(再アセスメント)を行い、再プランニング、実施、モニタリングと支援を継続します。

#### (4)「終結」

「終結」の段階は、①支援目標の達成、②支援継続が適当でない場合、の二つがあります。

①自立支援アロケラムにおいては、被保護者が支援目標を達成した場合、支援が終了します。これは、支援目標が達成され、今後は被保護者が自身が自分の力で対応が可能であると判断された場合です。この場合、生活保護ワーカーは再発あるいは予防のために一定の見守り(状況の把握や、場合によっては相談・助言等)をしていく必要があります。

②また、自立支援アロケラムの継続が適当でない場合にも支援が終了します。これは、被保護者の状況が変わ利用しているアロケラムが必要ない状況にあると判断される場合と、被保護者からアロケラム継続の意思がないとの申し出があつた

場合が考えられます。前者の場合、生活保護における相談援助活動や新たな別の自立支援アロケラムの活用が考えられます。後者の場合、継続意思のない理由等の確認と今後の生活再建をどのように図っていくかについてその方法等を検討していくことが必要です。場合によつては、新たな場(機関・組織)で支援を行うことが適当なこともあります。支援課題の緩和・解決のための情報提供や新たな場へ引き継ぐことも現実に入れてください。

#### 自立支援アロケラム到達レベル(評価)の確認――必要性と難易度――

自立支援アロケラムではアロケラムを活用することにより、それが被保護者(利用者)の自立にどの程度貢献(効果)のある、または満足しているのかを明らかにする到達レベル(評価)の確認を行うことは大事な作業の一つです。

評価には、「生活保護ワーカー自身による「支援者評価」、被保護者による「利用者評価」、そして自立支援アロケラム関わる当事者(被保護者、福祉事務所)以外の第三者による「第三者評価」があります。

それは、生活保護ワーカーは、被保護者

およびその世帯を支援するに当たり、どのように支援課題を把握しているのか、どのような支援計画(支援目的・内容・方法・手順)を立てているのか、どのようにして自己点検することであり(支援者評価)、またそれが被保護者自らの自立に貢献するものになつていているのかどうか(利用者評価)、さらには、当事者から離れた第三者からみて自立支援アロケラムが効果的に運用されているのか、を評価していく必要があります(第三者評価)。

このアロケラムの評価には、支援する前と、支援することによってもたらされた結果を分析(解釈)する「アウトカム評価(効果測定)」と支援経過を観察し、被保護者及びその世帯の課題解決にどのように寄与しているか支援過程を分析(解釈)する「アロセスメント」があります。

これらには、外的に効果があつたのか客観的側面に焦点化する評価と、被保護者が満足したものであつたのか主觀的側面に焦点化する評価があります。

これまで生活保護の相談援助活動における評価は、長らく量的指標である停止数(生活保護廃止)・自立率あるいは扶助費の減額が評価指標の一つと考えられていました。

それ以外の明確な指標は、十分作成されてこなかつたといえます。それ以外の評価指標についても、自立支援アロケラムの導入に伴い、標準的に作成していただきたいと考えます。

自治体によっては、すでに個別自立支援アロケラムごとに評価指標を作成し、支援によりどの程度、被保護者の自立が達成されているのか、を明らかにしていくところが出てきています。

このように自立支援アロケラムにおいて「評価」を行うことは、具体的現実に裏打ちされた実践を反映するることであり、また直面支援を行う生活保護の実施機関である福祉事務所が被保護者はもちろんのこと、行政内外に対して説明責任(アカウント)を果たすこともあります。

#### 参考文献

- 国部卓「改訂 福祉事務所ソーシャルワーカー公論―生活保護における社会福祉実践」全国社会会議協議会、二〇〇三年
- 東京高輪板橋区役所大都市東京共聴・同郷尊著者代表「生活保護自立支援アロケラムの構造・言語連携による個別支援アロケラムのPlan-Do-See」二〇〇七年
- 生活保護自立支援の手引き編集委員会「生活保護自立支援の手引き」中央法規、二〇〇八年

## 生活扶助基準引き下げ問題をどう考えるか

首都大学東京都市教養学部

教授 関 部 卓一

小構では、生活扶助基準引き下げ問題を考えるに当たり、「はじめに」に「生活保護基準の考え方」、「生活扶助基準の構成」、「生活扶助基準の算定」として設定される。そして最後に、「生活扶助基準をじうを考えだらいいかを述べる。

### 1 生活保護基準の考え方

生活保護制度によって保障される生活水準は、最低生活水準として設定される。それは生活保護制度の保障水準を表しているだけなく、国民にどの程度の生活レベルを国家が保障していくのかといふ、「ナショナルミニマム（国民最低限）」いわば社会保険制度の根幹にかかる機能を有しているといつてよい。

この水準は、憲法第二十五条に明

記されているように「健康で文化的な最低限度の生活水準でなければならない」とされ、単に生理的生存が可能な水準ということではなく、人間としての尊厳と体魄が維持できる社会的文化的生活が充足される水準でなければならぬ。

この最低生活水準（生活保護基準）は、生活困窮（貧困）であるかどうかを判断する貧困線の役割を果たしている。また、要保護者として地城別に季節加算額が表示されている。加算とは、特定の状態にある人には特別の経費を必要とするので、特定の者だけに限って第一類費、第二類費のはかに、さらに一定額が上積みされることになる。

### 2 生活扶助基準の構成

八つの扶助のなかで最も基本と

なる扶助は、生活扶助である。生活扶助は、第一類、第二類の基準生活費台および各種加算等により構成されている。第一類費（個人的経費）とは、飲食物質や衣服費など個人単位に消費する生活費について定められた基準であり、年齢別、所在地域別に表示されている。第二類費（世帯共通的経費）とは、電気代、ガス代、水道代など光熱水費や家具什器費など世帯全体としてまとめて支出される経費であり、世帯人員別に表示されている。また冬季においては、寒冷の度合などにより暖房費などの必要額が異なるためこうしてこの基準生活水準（生活保護基準）は、生活困窮（貧困）であるかどうかを判断する貧困線の役割を果たしている。また、要保護者として地城別に季節加算額が表示されている。加算とは、特定の状態にある人には特別の経費を必要とするので、特定の者だけに限って第一類費、第二類費のはかに、さらに一定額が上積みされることになる。このような特別の需要のある者だけに上積みすることが認められている特別経費の基準を加算という。上記は要保護者の衣食住等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用と

して認定するもので、経常的な最低生活費と呼ばれる。また、経常的な最低生活費のなかで必要な物資が確保できない場合に限って、一時的に一定のものの支給を認めている。たとえば、出産・入学・入退院などの場合や新しく生活保護を開始する場合に、主として被服費（布団・被服・新生児被服・寝巻・おむつ等）、入学準備金、家具什器、配電設備、水道等設備、期末一時扶助がある。これらは臨時的に認定することから臨時的（一時的）に最低生活費（一時扶助費）と呼ばれる。

### 3 生活扶助基準の算定

#### (1) 算定方式

最低生活費の算定方式には、大きくて理論生計費方式と実態生計費方式の二種類がある。前者は、ある世帯が最低生活を維持するに必要な費目別消費量を理論的に計算し、それを金額換算しその合計額を最低生活費とする方式であり、また後者は、現実に営まれている世帯の消費構造（家計）を分析し、最低生活費を算定する方式である。

生活扶助基準の算定方式は、これまで①マーケット・バスケット方式（一九四八～一九六〇年度）→②エンゲル方式（一九六一～一九六四年度）→③格差縮小方式（一九六五～一九八三年度）→④水準均衡方式（一九八四年度～現在）といわれる算定方式を採用している。それと同様の飲食物費を現実に支出している低所得世帯を家庭調査から抽出し、そのエンゲル係数で逆算して総生活費を計算してある。③は、一般世帯と被保護世帯の消費水準格差を縮小する観点から、生活扶助基準を決定率を決定する方式である。具体的には、①は、最低生活を維持するのに必要な飲食物費・衣服費・光熱水費・家具什器費などの個々の質目を具体的に積み上げ、最低生活費を算定する方式であり、ラウントリー方式・全物量方式、あるいは理論生計費方式ともいう。マーケット方式・バスケットとは、マーケットで買物がてに必要な品物を入れていてもともとは、ラウントリー（Rowntree, 1909）が貧困調査を実施するにあたり設定した貧困線算定方式にその根柢がある。②は、家計に占める飲食物費の割合により生活程度が測定できるというエンゲルの法則をもとに生活水準を算定する方式をいい、実態生計費方式という。栄養審議会で算出している日

本人の標準栄養所要量を満たすことができる飲食物費を理論的に計算し、それと同額の飲食物費を現実に支出している低所得世帯を家庭調査から抽出し、そのエンゲル係数で逆算して総生活費を計算してある。③は、一般世帯と被保護世帯の消費水準格差を縮小する観点から、生活扶助基準を決定率を決定する方式である。具体的には、④は、水準の伸び率（民間消費支出）を基礎とし、これにいわゆる格差縮小分を加味して生活扶助基準の改定率を決定している。④は、格差縮小方式により算定した基礎額が、一般国民の生活水準との均衡水準に即した算定を行うことを趣旨とする。具体的には、政府経済調査による当該年度の民間最終消費支出の伸び率を基礎とし、さらに前年度までの一般国民の消費水準との調整を行なうとされている。

## (2) 地域別算定

生活保護基準の設定にあたり、要保護者の所在地域を考慮し「地域」という概念が導入されている。

生活扶助・住宅扶助および警察扶助それぞれの基準生活費は、所在地域の物価や地価等を参考して地域差をつけている。現在、全国市町村を一級地から三級地に分類（三級地割）、さらに生活扶助の基準生活費においては、一級地一、二級地二のように各級地を二区分している。最も高い基準生活費は一級地一であり、以下、級地の数が増えるにつれて低くなる。基準の適用は、原則として世帯の居住地または現在地によっている。

## 4 生活扶助基準引き下げ問題をどう考えるか

(1) 政策動向  
一九〇三年八月社会保障審議会福祉部会に「生活保護制度の在り方にに関する検討委員会」が設置され、一年余にわたり生活保護基準など生活保護制度の在り方に關して検討が行われた。それを受け一九〇四年度から生活扶助基準の老齢加算の段階的廃止、一九〇五年度から生活扶助基準の一歳年齢区分の簡素化・人工栄養費の廃止・母子加算の見直しが、また生業扶助による高等学校等就学費の方

支給が行なわれることとなつた。また一九〇七年一〇月から一一月にかけ生活保護基準の妥当性を検討する「生活扶助基準に関する検討会」（厚生労働省社会・援護局長私的研究室）が開催され、見直しの方向が提示された。これら二つに共通することは、生活扶助水準においては一般世帯の均衡の観点から抑制の方向へ進めるということである。

(2) 生活扶助基準引き下げをどう考えるか

この点に関して、筆者は、上記二つの検討会に委員として出席した。そこで水準均衡方式が前提としている生活保護世帯と低所得世帯の比較検討し一定妥当性を持つべき考え方に対して、次のような異議申し立てを行なつた。

生活扶助基準を低所得世帯との均衡で考える相対化したとらえ方ではなく（だけなく）、もう一つのとらえ方、すなはち健廉で文化的な最低限度の生活を保護するための絶対的水準（も）を考えるべきである。また、水準均衡方式は、所得・消費水準が上昇する

ことを前提に設計された方式であり、九〇年代以降のわが国の経済・労働環境下では、生活保護基準の低下傾向が免れえない。そのため新たな算定方式または既存算定方式の組み合わせが必要である、とも主張した。

両検討会で出された方向は、国

民・住民にとって生活保護制度の理念である生存権保障、すなはち「健康で文化的な生活」とは何か、「最低生活およびそのコストの間の直し」、一般世帯との均衡だけに限らず社会について答認できなさい最低限度の生活とは何か、さらには新たな生活再建の基盤となる

生活とは何か、という「問い」を改めて突きつけている。

まだこれらを検討することは、最低賃金制度の「底抜け」状態や年金・手当制度の「低位」性をココにまずは脚上申し生活保護基準のさらなる引き下げを行なう考え方を阻止することにつながる。

# 問題・課題と制度

首都大学東京教授 岡部 卓也

## 1. 意義

「これからの地域福祉を展望する」として、報告書は、以下の点から大きな意義を有している。

1つは、現行の福祉課題に地域社会はどう立ち向かえばよいかを地盤福祉の観点から俯瞰していることである。

2つには、「報告書のタイトルにもあるように、地域における新たな支え合いが住民と行政の協働により構築される」とことを強調している点である。3つには、「地域福祉についての全面的な検討が厚生労働省が設置した研究会でなされた」ことがある。

## 2. 問題・課題の設定

くにあたり、具現した問題・課題を地域福祉の観点で再整理・分類したものと解釈できよう。

## 3. 制度の位置・内容

報告書では、以上のように地域の生活問題・課題に対する方策が必要であるとして、「地域における『新たな支え合い』（互助）を確立する」（Ⅲ-1）で、次のような考え方を示している。「地域におけるすべての生活課題に対して、公的な福祉サービスだけではなく、自分自身でできる」「そこで『基本的なニーズは公的な福祉サービスで対応する』、という原則を踏まえつつ、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図る」とて、成熟した社会における自立した個人が、主体的に関わる、支え合う、地域における『新たな支え合い』（互助）の領域の拡大・強化することが求められている」というのである。

それは「行政だけでなく多様な民間主体が担い手となり、これらと行政が協働しながら、従来行政が担ってきた活動に

報告書では、社会福祉の対象とする生活問題を、「社会の変化」（本報告書Ⅱ）とともに、少子高齢化の進行による安心のシステムの変容」と「地域社会の変化」の両面から起きたものとしている。そして、これら諸問題に対するための方策の充実化が図られてきている（Ⅲ-2）が、それにもかかわらず、出現している問題・課題として、次の4つをあげている。

すなはち、①制度では拾いきれない軽易なニーズ、既存の給付条件に該当しない「制度の谷間にあらざる者」問題解決が十分でなくサービス理解・活用が難しくかつ身近に支援をしてくれる人々の手助けが期待できない状態にある者の生活課題、②複合的な問題を抱えている世帯に対する

の対応、③社会的排除、地域の無理解、偏見・差別、新たな貧困を含む低所得問題、④障害のある人の施設・病院から地域への移行とそれを支える地域システムの構築である（Ⅲ-3）。

これらは、人口高齢化・核家族化・都市化・産業化の進展・経済・雇用環境の変化を通して登場してきた福祉課題と、多様性や多様性・エンパワーメント等の新たな価値・理念の浸透により浮上してきた福祉課題である。

そしてこれは、地域社会での「つながり」（個体性）に言及している「社会的な接觸を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告」、社会福祉基盤構造改革のもじでの講論、そして地域福祉計画という地域福祉のデザインを描

かげ、きめ細かな活動により地域の生活課題を解決する、という意味で、地域に「新たな命」を創出するものとする。また「地域の生活課題に対する取り組み」（Ⅲ-3）では、報告書の冒頭で述べた生活課題（Ⅲ-3）に対応するためには、「幅広い福祉概念」の認定や、そこでの対応の方法や対象をあらかじめ決めた生活課題に対する「子院・早附発見・早附対応」を提示している。そして「行政や事業者・専門家と住民の関係」（Ⅲ-5）においては、「住民は地域で生活している人にしか見えない地域の生活課題」と「行政や事業者・専門家は、地域で営むられる生活課題で、困難な事例や専門的な対応を要する課題について、公的な福祉サービスによって対応することができる」行政や事業者・専門家と住民とは、互いに相手の特性を活かしながら、地域の生活課題を発見、解決という共通の目的のために協働する相手である」としている。

## 4. 今後に向けて

### 方向性と課題

さまざまな福祉課題を住民に最も身近な「公民協働」というコンセプトのもじで、住民とともに民間・行政の各セクターがそれぞれ手を携えて対処していくことは、住民に最も身近な場である地域において共同で課題解決を図ることであり、人間の豊かな生活の営みを追求していくこという地域福祉の目的ともいえる。

ここで、問題と制度を専門とする者として気になつた点にふれる。それは、報告書は、問題・課題の種類・程度と市町村をベースにした公的なサービスの関係の対応関係をコンパクトに整理しているが、市町村・都道府県・国の関係、すなはち、中央・地方・地方・地方関係、また市町村と福祉事務機関（福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所）や保健機関・施設・専門職等との関係への言及がほんの少ないのである。今回の報告書の範囲を超える事項かもしれないが、地域福祉を考えるうえでは、面識的な対応について検討するよりも必要と考える。今後の検討を行いたい。

特集：福祉改革と福祉事務所－新時代における役割・機能を問う－

論

《総

## 福祉事務所のゆくえ —成立・展開・変容—

岡 部 卓  
首都大学東京都市教養学部教授

卷之三

福祉事務所のゆくえ  
—成立・展開・変容—

I 政策・運営の方向性

している。こうした動きは、利用者の主体性と選択を保障するシステムの構築と運動している。

第2に、個別の施策から会合的施策への方向。

これは、福祉・保健・医療あるいは保障・扶助・福祉の各領域が連携・統合し、総合調整するシステムへの移行を指している。介護保険事業計画は高齢者保険福祉計画と切り離すことはできない。地域福祉計画のようなら、各分野で規定する個別計画を統合する総合福祉計画の算定なども、その典型と言える。

第3に、中央から地方への方向。これは、国が主导で政策決定・サービス提供する仕組みから、国民・住民最も身近な地方自治体・地域を基盤とした福祉システムの構築へと志向されている。

## II 福祉事務所の成立・展開

1 摄影家游记

- 、地方分権一括法とそれに伴う社会福祉各法の改正や三位一体改革などの動きは、中央・地方の新たな役割分担の提示として見ることができ。そこで、このようなかで、福祉事務所はこれまでどのような役割・機能を果たしてきたのか。また今後の福祉事務所のあり方をどのように考えたらよいのか。言うまでもなく、福祉事務所は、「福祉行政の中核的な第一線の実践機関」として、また「地域福祉の推進機関」として、国民・住民・利用者の生活問題の解決・緩和を図る機關として位置づけられている。

そこで、上記の問題中心のもと、小編では、はじめに、福祉事務所が成立した経緯について述べ(II-1)、次に、福祉事務所の展開・要容過併合と、その中でどのような福祉事務所「改革」構想が考えられていたのか、について明らかにして(II-2、III、IV)、これらのまとめとして福祉事務所がどのような経緯を経て現在に至っているかを概観する(V)。そして最後に、福祉事務所に今後どのような役割・機能が求められているのかについて言及していく(VI)。

相政策・運営は、次の方向に向かっている。

第1に、指揮から利用契約への方向。これは、従来の指揮制度に代表されるような行政機関を介したサービス供給システムから、利用者とサービスクロス提供者が直面利用契約を結ぶシステムへの転換を意味する。この結果、サービス供給機関の種類は著しく多様化している。社会福祉法人や社会福

会、農業協同組合、NPO 法人および福利団体等多様な形態の組織が出現・増加している。特に 2000 年から実施された介護保険制度においては、民間事業者の導入が積極的に促されたこともあって、NPO 法人と福利団体による事業者が急増している。こうしたシステムの構築と連動している。 第 2 に、個別の地域から総合的地域への方向。これは、福祉・保健・医療あるいは保険・扶助、

システムへの移行を指している。介護保険事業計画は、高齢者保険福祉計画と切り離すことはできない。地域福祉計画のうな、各が野で規定する個別計画を包含する総合福祉計画の策定なども、その典型と言える。

第3に、中央から地方への方向。これは、国が主導で政策決定・サービス提供する組みから、国民・住民に最も身近な地方自治体・地域を基盤とした福祉システムの構築へと志向されている。

、地方分権一括法とそれに伴う社会福祉各法の改正や三院一体改革などの動きは、中央・地方の新たな優劣分担の提示として見えてくる。さて、このような中で、福祉事務所はこれまでどのような役割・機能を果たしてきたのか。また今後の福祉事務所のあり方などをどのようにとらえらるよい。つまり、福祉事務所は「福祉行政の中核的な第一線の政策機關」として、また「地域福祉の地盤機關」として、国民・住民・利用者の生活問題の解決・緩和を図る機關として位置づけられている。

スカウト活動の実施責任は政府のもとに行われる。当時の社会福利施設制度の中心は生活困窮者対策であり、公的扶助制度の専門的資質を備えた有給専門職員の設置、福利地区や行政組織としての監督事務所の創設が必然化していくのである。

行政に關して、日本政府と GHQ の間で、次の 6 項目で合意がなされた。その内容は、①民選議員を公的扶助責任から排除すること、②社会福祉主事の扶助制度を創設すること、③福祉地区と福祉事務所の設立並行して、④公私分離、責任分離の措置をとること、⑤社会福祉協議会を創設すること、⑥現任職員の有給専門門吏の実施、であ

○。最後社会保険・社会福祉の枠組みを万方向づけた社会保険制度審議会の附則(1956年)においては、生活保護にあたる国家扶助については市町村が行い、また社会福祉サービスの分野については都道府県および人口10万人以上の市に、保健所の区域に準じて民衆安定制所を設置する案を提起し

その様、船事務所の設置主体をめぐり、地方自治体（現・鹿児島県）、厚生省（現・厚生労働省）でそれぞれ次の状況がなされる。地方自治体は基本的に市町村に船事務所を設置することを提案した。厚生省は船事務所および人口10万人以上の市において強制的運営を行なうべきであるとした。その妥協案として、原則として人口10万人に限るという留保をつけ、市においては必要、それ以定外については必要とするならば設置することがで

2. 業務所の展開  
1953年に、協同三法体制のもとで福祉事務所の体制を図るべく「協同事務所運営指針」が制定され、市において必要、町村においては任意設置となつた。以上の経緯をたどり、1951年10月、社会福祉事業法の成立に伴い、福祉事務所が創設されたことになつた。

表1 福祉事務所の創設と展開に関する略年表

前 史	後半	福祉三法体制		福祉六法体制		福祉五法体制		福祉事務所のあり方をめぐる									
		1940年代後半	GHQ、6項目提案（1949）	社会保険制度審議会勧告—民生安定所（1950）	社会保険主事の設置（1950）	社会保険事務所の創設（1951）	社会保険事務所運営指針（1953）	新町村建保促進法（1956）	精神障害者福祉法（1960）	老人福祉法（1963）	母子及び寡婦温育法（1964）	家庭児童相談室の設置（1964）	福祉五法規員専員指置（1968～1970）	新福社事務所運営指針（1971）	新福社事務所（1973～1975）	福祉六法等国連援助事業更（1985、1986、1987）	福祉五法の団体委任事務化（1985）
1 前 史	1940年代後半	福祉三法体制															
2 確立	1950年代前半																
3 展開①	1950年代後半																
4 展開②	1960年代後半																
5 変容③	1990年代前半																
6 変容④	2000年代後半																

出されている。

その後、町村合併促進法により町村が減少し市町が増加するに伴い、その両管である都道府県事務所が減少し、市道府県事務所が増加している。

1950年代から1960年代前半においては、福祉事務所の業務は生活保護を中心的に動いている。

そのため、生活保護の適正化（外国人の適正化問題、結核等の医療扶助問題など）という生活保護の実施内容に関することや、人的体制の整備（嘱託医、生活保護指導職員、医療技術専員の設置）を中心に論議があり、福祉事務所のあり方をめぐる論議といつてはあまり出されなかった。

それ以降、精神障害者福祉法（1960年）、児童福祉法（1964年）、老人福祉法（1963年）、母子及び寡婦温育法（1964年）の成立により社会福祉六法体制が確立し、また国民健康保険法改正（1958年）、国民年金法改正（1959年）により国民皆年金保障体制がとられ、社会保障制度の体系的整備が図られるようになる（表1）。

### III 福祉事務所のあり方をめぐる「改革」構想

1960年代後半から、福祉事務所についていくつかの構想が示された。そこには、①機関の権限一括化六法体制となつたが、事实上「生活保護事務所」としての機能しか果していなかったこと、②事務所の設置とならないこと、③地方行政所から大規模事務所まで人口のバランスがあり、住民のアクセス上の問題があること、④専門性の問題一概目の質的離隔、質的充足がされていないこと、⑤福祉サービス充実など課題解決を図ること、といつた骨性があつた。

そこで、厚生省（現・厚生労働省）は、まず児童福祉部内の強化を図り、福祉事務所の内部構成として家庭児童相談室を設置し（1964年）、専門職員（家庭児童福祉主任、家庭相談員）を配置することによって、福祉事務所で児童福祉問題に専門的に対応できるようにした。從来は児童相談所の児童福祉司が福利事務所に勤在し対応していた

が、児童相談所との役割分担を明確にしつつ、關係調整や連携強化を図った。

さらに、福祉五法体制を実現するために、厚生省は、1968年から3か年計画で社会福利五法担当現業員の増員措置を行い、人口10万人の標準團体内につき6人、全国で約6,000人の増員措置を実施した。しかし現実は、人口の基準一方交付税算出は既に組み入り、充実を図った。引き続き、1975年、1976年にも増員措置がとられ、標準團体の福利事務所に8人、都道府県事務所に7人とした。しかし現実は、人口の基準どおりの社会福利五法体制の人員配置は行われていはず、社会福利五法体制の未整備は現在まで続いている。

1971年には、厚生省は「新福祉事務所運営指針」を提示し、監督事務所の機能を「從来の生活保護から、したいにその他の社会福利施策へと重きを移し、同時に、福祉に関する統合福音センターとしての機能を十分発揮できるよう」に、機構・職員を含めて、その体制を変えていく必要がある」として、標準組織構団を示し、実施体制の改革を図った。そこでは、現実幾回としての3つの条件（特色）、すなわち、迅速性、直捷性、技術力を備えることが必要であるとしている。また福音五法の実現と官能化、さらには「地城福祉」の改革が図られた。

そこで、厚生省は「開拓機関の運営」などの考え方を示している。厚生省は「新福音事務所運営指針」が企図している福音センター化を目指すため実験福音事務所を指定した。1973～1975年度の3年間で計22所を目の指定を受けたモデル福音事務所とし、小地域社会相談制、事務員担当制などの実験を行つた。厚生省は、その実験結果を集めしたもののが、発表せず、福音事務所機構については、小地域社会相談制と並行開拓当面のいわれが確かにについての評価を明らかにしていない。

いただし、福音事務所開拓検討会（厚生省内検討会）において、福音事務所開拓係者のアンケート結果において官能化（第4項開拓指針）の意向が強かつたとし、官能化の方向をとっている。

出典：四部が「これからの中の福祉事務所－福祉事務所『C361』の動向と今後の展開」（社会福利研究 Vol.59）によれば、それは制定年、法律が改正年、そなへは施行・発令・発刊年で表している。会、1994年、40ページ）の一部を改変。法律は制定年、そなへは施行・発令・発刊年で表している。

表2 福祉事務所「改革」構想: 対照表

	社会保障制度審議会	福祉事務所運営指針	新福祉事務所運営指針	福祉センター構想
時期	1950年(昭和25年)10月16日	1953年(昭和28年)4月30日	1971年(昭和46年)10月20日	1971年(昭和46年)5月20日
主体	社会保障制度審議会	厚生省社会局庶務課	厚生省社会局庶務課	全国社会福祉協議会・社会福祉事業法改正研究作業委員会
構想意図	わが国の社会保障制度の基本的方向性を示す社会福祉の章で運営実施体制について提示。	社会福祉三法時における運営体制のあり方について提示。	福祉事務所制度創設20周年を迎えた、今後の福祉事務所像を提示。	多様化した福祉ニーズに対応できる運営実施体制の構築。
設置主体 福祉地区	都道府県および人口10万以上の市に、保健所の地域に準じて人口おおむね10万の地域ごとに民生安定所を設ける。	社会福祉事業法記載どおり。 ・都道府県 地方事務所または市庁(道にあっては、市庁出張所を含む)ごとに1。 ・都 区の存する地域または地方事務所または市庁の所管区域外の地域におおむね人口10万ごとに1。 ・五大市 おおむね人口10万ごとに1。 ・五大市以外の市および町村 その区域を所管区域とする市は義務設置。町村は任意設置。一部事務組合を設けて設置することができる。	社会福祉事業法記載どおり。 ・都道府県 地方事務所または市庁(道にあっては、市庁出張所を含む)ごとに1。 ・その他 おおむね人口10万ごとに1。 ・指定都市、特別区 おおむね人口10万ごとに1。 ・市 当該市の区域(ただし、政令で指定する人口20万以上の市にあっては、当該市の地域に福祉地区を設け、2か所以上設置することができる) ・町村 当該町村の区域は任意設置。一部事務組合を設けて設置することができる。	・人口10万人以上の市単独の設置義務。 ・それ以下の市町村一部事務組合を設立し設置。 ・人口10万人程度の地域を単位として設置。 ・地域内の福祉に関する集中センターとして、住民の身近なところで、質の高い専門的な福祉サービスを保障する機関とする。 ・現在、都道府県の児童相談所その他各種相談所にある扭屈の権限など直接サービスの権限は、この福祉センターに集中する。 ・容易な判定業務などは、この福祉センターに集中する。
特徴・機能	「被扶助者、身体障害者、児童その他保護育成を要する者の面接相談、訪問指導その他ケースワークおよびこれに必要な調査、統計ならびに生活資金、生業資金の貸付、生活相談などの業務を担当するほか、市町村(人口10万以上の市を除く)の行う社会福祉事業の監査指導、連絡および調整」。	組織 A型=独立設置として社会福祉三法のみ。 B型=社会福祉三法と他間連業務。 C型=一部部局事務所で設置が困難な場合は地方事務所の内部組織として社会福祉三法のみ取り扱う。 B型を理想型とする。	福祉事務所は、「公的扶助と社会福祉の統合センターとして一元的に運営されるべきである」ことを志向。 ・福祉事務所を住民に直結した現業機関として位置づける。 3つの要件提示 ①迅速性 ②直捷性 ③技術性	(機能) ・福祉サービス ・相談(インフォメーションサービス、インテーク) ・計画(地域福祉計画の策定、調整、福祉広報) ・集団活動育成援助 ・経済給付

人的構成	専門職員の養成および充実 1. 社会福祉業務の専門化と技術化に伴い、専門の知識技能を有する社会福祉主事の養成確保につとめ、これら専門家をして社会福祉事務に従事せしめる制度を確立することが必要である。 2. 社会福祉主事が行う業務の全きを期するために社会福祉主事に対する現任訓練制度および监察指導制度を確立することが望ましい。	〈専門職員〉 社会福祉主事必要 (人の配置) 社会福祉事業法記載どおり。	〈専門職員〉 社会福祉主事必要 (人の配置) 社会福祉事業法記載どおり。	・地域福祉計画の策定 ・社会福祉五法の充実と単一化 (職員構成) ・コンサルタント、チーム(児童、老人、障害者等各分野の専門家、精神科医その他の医師、心理判定員等) ・地域担当の専門ソーシャルワーカー、スーパーバイザー、インテークワーカー、地域福祉計画の専門職員、専門的な訓練を受けた広報担当職員、コミュニティ・オーガニゼーション・ワーカー、経済給付を行う非専門的事務職員
所掌事務	a. 社会福祉三法関連 ・生活保護法 ・身体障害者福祉法 ・児童福祉法 b. その他 ・主たる事務 16項目別表 ・民生委員(児童委員)に関する事務等	a. 社会福祉六法関連 ・生活保護法 ・身体障害者福祉法 ・児童福祉法 ・知的障害者福祉法 ・母子及び寡婦福祉法 ・老人福祉法 b. その他 ・主たる事務 14項目別表 ・婦人保護に関する事務等	b. 公的扶助 補助給付化 ・対象別の各種所得控除制度への生活保護制度の解体 ・経済給付とケースワーク ・サービスの機能の分離 ・手続きの簡素化 ・資産調整から所得調整へ	
特記事項	福祉事務所問題 (1)職員の質と量の充実 (2)現業機関としての性格の明確化	福祉事務所問題 (1)福祉地区問題 (2)専門職制 (3)変動する社会に対応して	社会福祉判定指導センター設置 ・都道府県段階で設置されている各種相談所等に統合し、「社会福祉判定センター」とする。 ・都道府県に1か所ずつ設置。 ・広域段階で可能となる非常に高度な水準での専門的判定診断(医療、心理、教育、職能等)業務あるいはセラピーの指導や治療を行う機関とする。 ・実践的、臨床的な実験研究機関としての性格をもつ。 ・利用者のための宿泊設備の設置。	

出典：閣部並「福祉事務所「再編」の意義と課題」『日本社会事業大学研究紀要』第38集、1992年、168～171ページ(一部改変)。

か一堅和60年を目標とする福祉センター構想】

能が変更されてきている。

地域福祉充実を基本とする社会福利基盤構造改革に伴う社会福利事業法（現・社会福利法）等の改正により、障害者各法（身体障害者福祉法・知的障害者福祉法）。児童福祉法の障害児関係が位置づけられ、児童福祉法は相談・斡旋から利用契約へ移行し、福祉事務所は、相談・斡旋・支援費支給業務を扱うことになった。それと併せて都道府県事務所（難聴府県）の所管であつた知的障害者福祉法業務は町村へ移譲された（2003年4月）。また、児童福祉法で制定される協働事業所業務のうち助産施設および母子生活支援施設についても措置から利用契約へ移行となつた（2003年4月）。このことにより、既来の福祉事務所体制が福祉三法体制（都道府県、六法体制（市）、三法体制（町村））に分立、また生活保護は現行どおり、他の福利各法は利用契約へ移行しなかつた。

アーティストの「アーティスト」、音楽の「音楽」、その他の「文化」。

V 短期車路衝の会議

卷之三

区域を所管するという所管地域の再編成が行われる。

この組織の動きが止った。そこでは、生活保護と社会福祉法を分離し、対象別の担当課を設置して専法（厚生部）制を導入し、厚生部・課（福利厚生課）の器・業界等が福祉事務所を兼ねる二枚看板の構機に改組している。このように、形的には福祉事務所の形態を保ちつつ、実質は行政的な役割を担う所の形態へと変化した。これは、高齢者の危険性・保健・福利にかかる介護保険法の制定（1998年）に伴い、老人福祉法で行う居留部分と介護保険法で行う利用部分の業務に分立した（2000年）。2つには、地方分権化に基づいて、市町村が主導する形で改組が進んでいった。

V 矢野水路重の筆家

1970年代以降、社会福利政策・運営をめぐる動向は、もともと、福島県立所そのものの設立・廃止にかかることなく、はるかに大きな変化はその後（1970年代後半～1980年代）現れてこなかった。福島県立所では、1990年（平成2年）に開設した施設が現れてくる。その中に福島県立所を離れて、施設になってしまったのである。

地域福祉充実を基本とする社会福利基盤構造改革に伴う社会福利事業法（現・社会福利法）等の改正により、障害者各法（身体障害者福祉法・知的障害者福祉法）。児童福祉法の障害児関係が位置づけられ、児童福祉法は相談・斡旋から利用契約へ移行し、福祉事務所は、相談・斡旋・支援費支給業務を扱うことになった。それと併せて都道府県事務所（難聴防駆除）の所管であつた知的障害者福祉法業務は町村へ移譲された（2003年4月）。また、児童福祉法で制定される福祉事務所業務のうち助産施設および母子生活支援施設についても措置から利用契約へ移行となつた（2003年4月）。このことにより、既来の福祉事務所体制が福祉三法体制（都道府県、六法体制（市）、三法体制（町村））に分立、また生活保護は現行どおり、他の福利各法は利用契約へ移行しなかつた。

V 福祉事務所の今後

福祉事務所は、組織以降、変化している。福祉事務所を、福祉三法以下の福祉事務所（以下、①と表記）、福祉六法施行以下の福祉事務所（以下、②）と表記、福祉六法以下の福祉事務所（以下、③と表記）、福祉八法改正以下の福祉事務所（以下、④と表記）、そして福祉八法改正以前の福祉事務所（以下、⑤と表記）に分け、福祉事務所を支えのシステムの変化の流れの中で、いくつかのレベル

んでいることがわかる。  
1) 福祉事務所体制の変更  
福祉事務所三法体制 (①) → 福祉事務所六法  
移行下体制 (②) → 福祉六法体制 (③) → 福祉

事務所体制分立（四法体制・六法体制・二法体制）（④）→幅広事務所体制分立（三法体制・六法体制・三法体制）（⑤）

2) 幅広事務所機能の変更  
情報・相談・信置・サービス提供などの現業機能と言われるサービス機能（①、②、③）→法人サービス機能によるアドミニストレークション機能であるニード把握・計画策定・監督・評議・相談・信置・サービス提供などの現業機能と言われるサービス機能（①、②、③）

開拓調整機能を追加(④、⑤)  
3) 篠原町役場事務所・市部総務事務所・町村  
の所管地域の変更  
①→広域化地区・町村行政区(①、②、  
③)→広域化地区・町村行政区(④)→市  
の所管地域の変更

4) 質問	現象目	定数基準の変更
生活保護「法定」数	(①), (②)	→生活保護 「法定」數・五法通知（人口割算対応根拠）(③)
「法定」數・五法通知	（人口割算対応根拠）(③)	「法定」數・五法通知（人口は割算対応根拠）(④)
生活保護「法定」數	五法通知	→生活保護「法定」數・五法通知（標準）(⑤)
標準	（人口は割算対応根拠の見直し）(⑥)	→生活保護「法定」數・五法通知（見直し）(⑦)

5) 社会福祉事業設備の変遷  
福祉事務所必置(①、②、③)→福祉事務所必置・町村必置・町村任意(④)→福祉事務所必置・町村任意、ただし研修の義務づけ(⑤)

このように、監査事務所を設置する基礎自治体（都道府県）・基礎自治体（市町村）がサービス提供する仕組みから基礎自治体（市町村）や民間がサービス提供する仕組みへ

生活保護+賃貸を中心とするサービス決定方式から生生活保護+賃貸+利用料負担を中心としたサービス決定方式へ、対人サービス機能を中心とした業務組織構成へ、組織形態については、それを行っている。また、組織形態については、それを行っている。また、組織形態については、それを行っている。

へ、さらに福祉と保健を統合した福利保健センター、福祉事務所をはじめ各種相談機関を統合した総合福祉センターと、さまざまな形態が現れてきている（図3）。

2. 福祉事務所のあり方をめぐる検討の推移  
福祉事務所のあり方をめぐり検討が行われた時期は、次の3つの時期に集中している。1つは、  
福祉相談事務所の成立に向けたどのような福祉事務所をめぐる議論である。2つ目は、  
解消設置と日本厚生省による社会保険制度議会告白、地  
方自治法治定と厚生省の中心で、設置主体、所掌事務

表3 福祉事務所組織形態の変遷（筆者作成）

内部構造・福祉六法（当初三法）のみ	↓	福祉行政の独立化
独立設置・福祉六法（当初三法）のみ	↓	福祉行政の独立化
独立設置・福祉六法（当初三法） プラスその他社会福祉業務	↓	行政の福地化
大福地事務所（内部組織化・二重組織化） 対象別各法別組織化	↓	大福地事務所（内部組織化・二重組織化） 対象別各法別組織化
独立設置・福祉六法（当初三法） プラスその他社会福祉業務	↓	計画的視点・地域福祉的視点 保健・医療・福祉・労働の連携
	↓	福祉事務所の多様化 (独立組織化・内部組織化) 保健福祉統合化・福祉総合化

限、運営実施体制について旨及している。2つ目は、福祉事務所が創設されてもしない時期で、元石は、「福祉事務所運営指針」を発刊し、福祉法下の福祉事務所のあり方を提示している。そこでは「現業機能としての明確化」と「福祉事務職員の質と量の充実」の2つを福祉事務所の主たる課題として取り上げ、業務標準化を実現するための体制整備を行なう指臂としている。3つ目は、福桂六法体制が確立した時期で、厚生省は「福祉事務所は住民に直接した現業サービス機関」としてのあり方を示す「福祉事務所実施結果の標準」では、業務標準化の担当方法について投資している。また民間での担当方法について投資している。「福桂センター構造」を出し、生活保護の給付と対人サービスの分離、組織再編、担当方法などを提言している。

提言は福祉事務所の現実機関となるための方策であり、内在的な変化を図るために既存の制度を改定する方針である。しかししながら、1970年代後半以降は、制度変革に伴う福祉事務所の変化により、そのあり方に規定されてきたと看つてよい。

VI 今後の役割と機能

以上のような変化の中で、福祉事務所そのものの存立基盤はどこにあるのか、また今後どうのうな方向へ進んでいくべきか。

福祉事務所の果たす役割・機能としては、今後は次の2つを考えいく必要があろう。  
1つは、直接的な給付・対人サービス機能である。具体的には、①生活保護制度で行われる要保護者（生じた困難）に対する最低生活保障と相談諮詢

援助・支援活動、②多様化する福祉サービス供給組織では対応できない住民の多様な認能ニーズへの最終的な対応である。福祉サービス供給組織が多様化する中で、その供給組織では対応できない住

ここで挙げた給付・対人サービス機能とアドミニストレーション機能は、国・自治体が責任を負うべきものであらうと強調であり、その実現には、もつて担わなければならない領域である。そのための条件は、施設の運営者所が十分に機能してこそ、そのための条件を満たして、①どのような組織形

業務内容にしていくのか（業務体制）、③それを支える職員の質と量ならびにその構成をどのように考へるか（人的体制）、④コストをどのように考へてしていくか（財務体制）について検討していく必要があります。

行政の果たす役割・機能、とりわけ福祉事務所のあり方にに関する検討が政府内外でなされなくなりつつある。「措置から契約へ」の移行に代表されるように制度・環境が大きく変化していく中、福祉事務所のものとのよき区分づけ

していくのか、本格的な議論を行うことがあらためて求められている。

・井手省生「社会問題叢書編」[社会問題叢書編著者別目録], 全国社会情報協議会, 1971年。

・石田久史「社会問題叢書論—協和出版社の問題とその運営—」[日本出版研究] 第9号, 社会文化研究会, 1973年。

・大友哲郎「協和出版社の問題と課題」[「企画出版研究」第27回, 真言社, 1980年]。

・浜谷宣行「協和出版社の問題と課題」[現代出版学の研究] 第1回, 1980年。

会社制改修論——社会福利主義の課題——」、東京大学出版会、1984年。

飯塚、1984年。

「施設事務所【改革】の方向と課題」占川孝則編『社会福利体制システムのハイダイム・モデル』誠文堂新書、1992年。

「施設事務所とケースワーカーの課題」リソーシャルワーカー研究 Vol.26 No.1、相川雅房、2000年。

長谷川三「社会福利制度改修「にむけた福祉事務所の現状と課題」[東京]学研大学社会福利研究所年報 No.31、2001年。

「施設事務所【改革】の意義と課題」[H]日本社会実践大学研究会要集 No.38、日本社会実践大学、1992年。

「施設が「町村における社会福祉運営実地体制の検討」町村扶助事務所にー」[H]日本社会実践大学研究会年報 No.28、日本社会実践大学社会福利研究所、1992年。

「開拓塾「東洋新規における施設事務所の課題と展望」施設開拓塾研究会要集 No.1、1991年。

56号。貧困研究会、1993年。

- 同前中「これからのお盆事務所－盆期と盆祭り－」[社会福祉研究所【改訂】の動向と今後の展望－] [社会福祉研究] 第59号、近畿演説会、1994年。
- 同前中「生活保護と福祉事務所－瀧園と瀧原－」[1月14日報] Vol.85、No.10、全日本社会福祉協議会、2000/5。
- 同前中「制度改革とこれからのお盆事務所－生活保護を中心として－」[社会福祉研究] 第80号、貧困立派会、2003年。
- 同前中「社会福祉援助の実施・保健衛生の体質」特刊版－他監修「エンサイクロペディア社会福祉学」中央法規出版、2007年。

叶公相问篇第十四

# THE TOSHI-MONDAI KENKYU

(JOURNAL OF MUNICIPAL PROBLEMS)

Vol.60 No.3(687th Issue), March 2008

Public Assistance Administration

Contents*Public Assistance System and Social Security System* ▶ 3  
Taku Okabe, Professor, Tokyo Metropolitan University*Working Poor and Social Assistance Administration* ▶ 14  
Hideo Kinoshita, Professor, Osaka City University*Can the Big Cities Bear the Burden of the Public Welfare?* ▶ 28  
Yoko Kimura, Councillor, the Local Public Finance Council*Public Assistance and the Elderly* ▶ 56Yoshiko Saga, Lecturer, Osaka Prefecture University  
Kazuko Ihatta, Lecturer, Fukuyama Heisei University*Looking at Decentralized Public Assistance Programs* ▶ 67Muneyuki Shindo, Professor, Chiba University  
*Employment Securing World City: Strategy and Policy of Gothenburg*▶ 78  
Yoshi Tsuchida, Professor, Nihon Fukushi University*Debating Public Assistance Administration Nationally* ▶ 90  
Jun Watanaabe, Director-General, The Japanese Association for  
the Study of Public Assistance*The Policies and the Present State of Public Assistance in Osaka  
City* ▶ 106  
Makoto Noda, Director for Public Administration, Public Health  
and Welfare Bureau, Osaka City*Information Disclosure and Privacy Protection for Compliance* ▶ 121  
Yukiko Miki, Director, Information Clearinghouse Japan

# 都市問題研究

第60巻・第3号・通巻687号

**特集 生活保護行政のあり方**

生活保護制度と社会保障制度	……………	岡部 卓	▶ 3
ワーキングプアと生活保護行政	……………	木下 秀雄	▶ 14
大都市財政は生活保護を担いきれるか	……………	木村 陽子	▶ 28
高齢者施策と生活保護	……………	乾帆 嘉子	▶ 56
分権型の生活保護制度を考える	……………	新藤 宗幸	▶ 67
雇用保障型世界都市	……………	柏田 洋	▶ 78
イエテボリの都市経営—	……………	渡辺 利潤	▶ 90
生活保護行政を国民的な議論へ	……………	野田 誠	▶ 106
大阪市における生活保護の現状と取組み	……………	（大阪市健康福祉局生活保護課担当課長）	
コジプライアンスと情報公開、個人情報保護のあり方	……………	三木由希子	▶ 121
（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事）			

TOSHIMONDAI KENKYUKAI  
(ASSOCIATION ON MUNICIPAL PROBLEMS)

定価650円 本体619円 雑誌コード 16669-03

R70

財政問題研究会

平成20年 月号

3

# 生活保護制度と社会保障制度

たく  
おか  
べ  
岡  
部  
卓

(首都大学東京都市教養学部教授)

## 1 現代社会と社会保障制度

### (1) 社会保障制度の役割・機能

現代社会では、国民・住民の大多数が労働することによって収入を得、それによつて生活に必要な物・サービスを購入している。しかし、この労働と生活といった一連の過程の中でさまざまな生活困難が生起する。たとえば、傷病になった場合には治療が必要となり、また、高齢、障害、失業、労災となる場合には、稼働収入の減少・喪失によりそれに代わる収入の途が必要となる。さらには、人によつては身体機能の低下による介助支援や何らかの事由で子どもや養育支援など個別の生活支援が必要になつてくる場合がある。このように人びとが直面する生活上の諸困難に対し、国民・住民生活の維持・安定・向上を図る公的システムを社会保障制度と呼んでいる。

さてわが国における社会保障制度は、日本国憲法（1946年）の第25条1項において生存権保障を規定し、第2項において生存権保障の一環として、社会福祉、社会保障、公衆衛生を挙げその法的根拠としている。そしてそれを具体化する方向で、1950年社会保障制度審議会が「社会保障制度に関する勧告」を発表しその基本的体系を提示している。同勧告は、社会保険、公的扶助、公衆衛生及び社会福祉の4つを体系とし、その後の社会保障制度の指針とした。それは、貧困からの救済（救貧）と貧困に陥ること

を予防（防貧）を基調にわが国の社会保障制度の骨格としたものであつた。その後の社会保障制度の発展によりその制度的枠組み（理念・目的・機能・範囲・水準）は変容し、今日では、「広く国民に健やかで安心できる生活を保障すること」（「社会保障体制の再構築に関する勧告—安心して暮らせる21世紀の社会を目指してー」1995）としている。このように現在では、社会保障の目的は、救貧または防貧という範囲にとどまらず広く国民生活を保障する方向に進んできている。

さて社会保障制度審議会の分類に添い社会保障制度体系をみてみれば、制度別では、社会保障、公的扶助、社会福祉、公衆衛生及び医療、老人保健を対象の社会保障、それに恩給と戦犠性者振腹を加えたものが公義の社会保障としている。さらに住宅対策と雇用対策が社会保障関連制度として位置づけている。

対象の社会保障である5分野は、それぞれ次のような特徴もつ。①社会保障は、生活上の困難がもたらす一定の事由（保険事故）に対して、保険技術を用い、被保険者があらかじめ保険料を提出し、保険事故が生じた場合に保険者が給付を行う公的な仕組みである。②公的扶助は、生活困窮（要保護）者に対し、国家が一般租税を財源とし最低限度の生活を保障するため、最低生活費の不足分を扶助費として金品を支給する制度である。生活保護制度がこれに該当する。③社会福祉は、個別の必要（ニード）に対応して主として対面的なサービス（個別的な対人サービス）を提供する仕組みである。④公衆衛生及び医療は、疾病を予防し健康増進を図る公衆衛生制度と、医療従事者の養成や医療機関の整備など医療サービスを支援する医療制度がある。⑤老人保健－高齢者の健康の保持と適切な医療の確保を図るための制度がある。

さらには、社会保障制度を、国民・住民生活のセーフティネットの観点から見ていけば、次のように位置づけられる。

第1のセーフティネットは、国民・住民の大多数が給与生活者であるこのから雇用の確保としての雇用対策、居住の確保としての住宅対策が第一のセーフティネットとして張られている。これは、上記の社会保障関連制度に当たる。第2のセーフティネットは、通常生活していく中で生活の困難が生じた場合に対応するものであり、それは、国民・住民が強制加入する社会保障制度であり、これには、失業・労災に対応する労働保険（雇用保険・労災保険）、障害・老齢・死亡に対応する年金保険、傷病・出産に対応する医療保険、介護に対する介護保険の5つの社会保障が張られる。この第2のセーフティネットは、雇用されているか自営であるかを問わず、主として稼得者及びその家族を中心に組み立てられており、制度であり、社会保障制度の中では貧困を予防する防貧的機能を持つものとして位置づけられる。そして最後の第3のセーフティネットは低所得あるいは貧困であるかどうかという生活困難の事実認定としての経済的要件が課せらるるものであり、それは所得調査を課す低所得対策（社会手当制度、生活福祉資金貸付制度等）と資力調査を課す貧困対策（生活保護制度）に分かれれる。

とりわけ生活保護制度は、第3のセーフティネットの中で最後に位置しているだけではなく、社会保障制度全体の中でも最後のセーフティネットとしての役割・機能を担っている。そのため、この生活保護制度の制度的枠組みが今後どのように設定されてくるかにより、国民・住民生活がどの範囲でどの程度保障されるかが決まつくる。生活保護制度は、セーフティネットとしての所得保障、医療保障、対人サービスとしての最終的施設として位置づけられており、この国民・住民生活を守るネットがどのように張るかによって国民の信頼と安心をもつて生活していくかの分岐となる。

## (2) 社会保障制度の課題

しかし、社会保障制度は、今日、以下の理由から国民・住民の十分な生活保障とはなりえていない。

わが国の社会保障制度は、夫が就労し妻が家事・育児・介護を行うという性別役割分業、フルタイムで雇用されている正規労働者、住民登録や安定した住居をもつ定住者、日本国籍を有する者等を前提に制度設計されている。そのため、家庭外で就労や社会的活動を行う女性、パートタイマー、フリーターなどの非正規労働者、安定した住居を持たないホームレスなどの非定住者、外国人登録や就労のため日本に来ている外国人等に対する生活保障が十分になされない制度構造となっている。

また、わが国における社会保障制度は、家族、企業が制度の前提としてあるいは代替・補完として制度設計がされている。たとえば、家族扶養においては、対人サービスにおける養育・介護機能など、また企業においては扶養手当や保険料の事業主負担などがそれである。しかし、今日では、家族、企業がこれまで果してきた役割・機能を行えなくなっている。すなわち、家族、企業が変容する中で、依然として、扶養、企業の役割・機能を制度構造に組み入れているため国家として国民・住民の生活保障を担うだけの制度構造となっていない。さらには、わが国における社会保障制度は、大きくは職域、地域の二つのチャネルを通して制度に加入し給付を受ける仕組みとなっている。公務員・一般被用者及びその家族という比較的安定した職域（特殊職域・一般職域）にいる者・家族に対しては給付水準が比較的高いが、不安定な雇用状態にある者や地域にて加入する者・家族については低位あるいは保障されない構造にある。

そして社会保障制度が十分機能しない場合には、国民・住民の生活保障は生活保護制度を中心とする公的扶助制度が対応することになる。上述したように生活保護制度は、国民最低限の生活を保障するナショナルミニマム機能と、本人の収入・資産・労働能力、家族・親族等のインフォーマルな社会資源や他法他施策等のフォーマルな社会資源を活用したとしても収入が最低生活以下となる場合、最後のセーフティネット（安全網）としてのセーフティネット機能をもっている。このセーフティネット機能の例示

として、生活保護受給世帯の構成割合からとらえると理解しやすい。現在、生活保護受給世帯は、約5割が「高齢者世帯」、約4割が「傷病・障害者世帯」、そして残りの1割が「ひとり親世帯」と「その他世帯」となっている。その大半が老齢年金、障害年金、児童扶養手当等の対象世帯である。しかし、資格要件、制度運用、給付水準の低位性から他法他施策は防貧的機能を果たしていないと読みとることができる。

## 2 生活保護制度の現状・課題

(1) 構造・運営・世論  
 しかし、その生活保護制度においても、制度構造及び制度運営（行政）の障壁から「利用にくく出にくく」制度となつておらず、国民・住民の後のセーフティネットとなりえない。制度設計（理念・目的、原理・原則、扶助の種類・方法、権利義務関係、権利救済等）が貧困に対応する構造になっているのか。また法制度に適った運用がされているのか。法制度を支える運営実施体制になっているのか等を考える必要がある。  
 制度的制約から生活保護制度の対象となつている貧困層は「制度によつて切り取られた」層であり、それ以外は制度から排除されている。生活保護制度では、特定の対象層を「生活保護受給層」とし、制度展開してきた。すなわち、本来の貧困層と制度対象としての貧困層＝「生活保護受給層」は乖離している。これは、一般扶助主義に立つ生活保護制度が、制限扶助主義的傾向を強めているとも解釈できる。具体的には、稼働層等（外国人・ホームレス・稼働層）を排除し非稼働層の中の特定層（高齢・障害・ひとり親等）を被保護層として同定しているのである。すなわち、制度対象とならない膨大な貧困層が存在していることを認識しなければならない。

上記のようないろいろな課題があるにせよ、社会保障制度の展開は、貧困・低所得層を中心とする教貧対策（公的扶助制度）から一般階層を中心

に貧困を予防する防貧対策（社会保険制度・社会福祉制度等）へと政策の軸足を移している。

これは、被用者を中心として社会保険・社会福祉制度が一般階層対策として定着していくプロセスでもあり、そのなかで、上記のわが国の社会保障制度の課題（社会保障制度関連制度として位置づけている住宅対策や雇用対策の不備も含めて）について究明・解決することなく、貧困層＝「生活保護受給層」を「自立した市民」から脱落した特殊な層としての層」という位置づけがされてくる。その結果、「生活保護受給層」はステigma（社会的恥辱感）が付与され、一般市民には生活保護＝福祉依存という世論形成がされていくことにもなってくるのである。

#### (2) 問題・課題

ここで、近年、注目されている生活保護をめぐる問題を挙げると、①都市部に多く見られるホームレス問題、②国際化の進展に伴う困難外国人問題、③上級学校進学率の増加に伴う被保護世帯の教育問題、④経済停滞に伴う雇用・失業問題、等がある。

このことに関連してここ数年生活保護の受給者数が、増加傾向にあることを注目する必要がある。このことは、これまで生活を支えてきた稼得者が、失業あるいは収入の低下（経済環境・雇用環境の変化、具体的には経済停滞・雇用悪化）によって十分な所得を得ることができない事態が生み出されていることで挙げられる。またそのことと関連して、世帯内・世帯外の扶養機能、すなわち、子どもの養育・老親扶養あるいは親族に対する経済的な支援がなかなか難しくなってきたことが、稼働世帯、非稼働世帯とともに受給世帯として増加していることになっているのではないかと考える。極端な例では、所得を得られないために住居を確保することができず、また親族・地域・職域などのネットワークも十分得ることができないよう人が、ホームレス化しているのではないかと考える。

また、外国人については、社会保障に加入し給付を受けることはでき

る。しかし、それが十分機能しない場合には、生活保護制度は国務要件があり適用できない仕組みとなっている。すなわち、制度の中の問題としてのホームレス問題、制度の外の問題としての外国人問題として挙げることができる。さらに、生活保護を受給している有子世帯の教育問題は、貧困の再生産（世代間維承）につながるため、教育の機会をどのように保障していくかということが問題となる。

このような状況のなか、生活保護制度においては、以下のようないくつかの課題が表面化しているといよいであろう。

①制度及び制度運用上の課題として、形式と実態の乖離が問題となつている。それは、制度利用に伴うステigma、補助率の低位性、一般生活標準と比較した保護水準の妥当性、保護の要件（失業・居住要件の有無、国籍条項の是非）、資産保有の範囲と程度、扶養意識と扶養範囲・程度などである。このことと関連して、手持金保有、ホームレス等をめぐる訴訟などが起きている。

②実践的課題としては、被保護世帯の中には多様な生活課題を抱える利用者がおり、その対応に苦慮している現状がある。とりわけ、精神障害やアルコール・薬物等の依存症、あるいは多重債務を抱えた利用者地域の中で孤立しへきりワークをもたない高齢者・障害者などが増えている。

これらのことから、生活保護制度の理念、目的、制度の仕組み、それに関わるマンパワー・実施体制についてどのようにするかという生活保護制度及びそれを支える運営実施体制に立ち入った改革が必要であると考える。

### 3 今後の展望

- (1) 貧困・低所得対策をめぐる政策動向
  - 2002年7月には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が10年の期限立法で成立（8月公布・施行）、さらには2003年8月には社会保

障害議会福祉部会に「生活保護制度の在り方にに関する検討委員会」が設置され、1年余にわたり給付水準・制度の仕組み・運営実施体制など生活保護制度の在り方に關して検討が行われた。その結果、2004年度から老齢計算の段階的廃止、2005年度から生活扶助基準第1類年輪区分の簡素化、人工業養費の廃止、母子加算による高等学校等就学費の対応、自立支援プログラムの導入等が実施された。

また三位一体改革における生活保護費の負担金の見直しについては、2004年11月の政府与党の合意を踏まえ、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して制度の在り方にについての検討を幅広く行い、2005年秋までに結論を得て、2006年度から実施することとされた。しかし、国と地方との協議で、2005年12月、生活保護負担金の補助率削減は見送りとなつた。

その他、(1)2006年、国より要保護者において、自宅を保有しているものについてはリバースモーテージを利用した貸付を優先させるとする要保護者向け長期生活支援資金制度の創設の提案・実施、(2)2006年10月、「新たなセーフティネット検討会(全国知事会・市長会)」より稼働世帯に対する有期保護制度、高齢者のための新たな制度、ボーダーライン層の生活保護移行防止策を柱とする「新たなセーフティネットの提案」報告書を提出、(3)2007年10月から12月にかけ生活保護基準の妥当性を検討する「生活扶助基準に関する検討会(厚生労働省)」を開催、(4)ホームレスの自立の支援等に関する特例措置法は10年の时限立法であることから、2007年には2度目の全国調査を実施しこれをに基にこれまでのホームレス政策の見直しの検討、等が行なわれている。

上記の政策動向の特徴としては、生活保護水準においては一般世帯の均衡の観点から抑制の方向へ、また給付においては稼働年齢層においては労働支援とセットで考えるワークフェアの方向へ、非稼働層(高齢者)においては資産活用と別制度で、国と自治体の財政負担は今後へ先送り等とい

う形となっている。

- (2) 今後の検討課題
  - ① どのような状況のなかで、社会保障制度・生活保護制度に關し以下の諸点について確認していく必要がある。

- ①社会保険制度は、国家責任、ナショナル・ミニマム、無差別平等という考え方のもと行われなければならないこと。

- ②わが国の社会保障制度を支える前提や条件が変容しているなかで、これまで通りの社会保障制度の維持・存続は困難であり、新たな制度構築をしていく必要があること。

- ③貧困・低所得問題の究明は経済的側面だけでなく非経済的(文化的)側面も検討していく必要があること。とりわけ、貧困低所得問題に関する認識を、制度利用者、一般市民という二つのチャンネルから考えていく必要があること。

その上で、次のような観点から、社会保障制度の根幹をなす生活保護制度の新たに制度構築のための問題提起を行う。

- ①国民・住民にとって生活保護制度の理念となっている生存権保障、すなわち「健康で文化的な生活」とは何か(最低生活及びそのコストの問題)、生活保護制度の最低生活体系全体からの見直し、一般世帯との均衡だけに偏らず社会にとって容認できない最低限度の生活とは何か、さらには新たな生活再建の基盤となる生活とは何かについての検討。この点に関しては、最低賃金制度や年金・手当制度の低位性を通過し生活保護制度が提供する給付水準に疑義を呈する意見もあり、福祉国家としてのナショナル・ミニマム機能をどの制度が担うのかを真剣に議論する必要がある。

- ②国民にとって「利用しやすく」また「生活再建につながる」制度の仕組みを構築していくには、制度の資格要件の緩和、スティグマの軽減・払拭の方策、生活基盤確立を図るための生活扶助・住宅扶助をはじめとし

て能力開発・活用支援としての教育扶助・生業扶助等の各種扶助，在宅と並ぶ重要な生活拠点である保護施設の在り方の検討。この点に関して「利用ににくく出にくい」制度構造となっている。国民・住民にとって「利用しやすい」「生活再建につながる」制度改革をしていく必要があるう。

③利用者・国民が「安心」と「信頼」をもって相談でき「満足」が得られる給付・サービスが得られるような組織・業務・財政・人的各体制の確立と地域社会の生活課題の発見・相談・解決に貢献できるソーシャルワークの在り方の検討。この点に関して制度を相手行政において利用を抑制する制度運営が行われていることが問題となっている。また地域のなかで孤立した真に困窮している要保護者へアワトリーチ等の体制を組むことも求められている。

④利用者の自立支援（日常生活自立支援、社会生活自立支援、就労自立支援）の仕組み・運用・体制・方法の構築。この点に関しては、生活保護行政においては、「自立=経済的自立」という考え方方が支配的であった。今日的に非常に強い、支配的な考え方ではないかと考える。では、今でもこういう考え方が妥当性を持つか。今日、自立の考え方は、大きく変わってきた。障害者や高齢者の自立をどう考えるかという議論の中で、自立の考え方の方向性として、「広く、自分の置かれた地域の中で様々な社会資源を活用して、自分が選び取って自分の生活を実現していく」という意味で使われるようにならっけていている。このように考えなれば、例えば、就職の可能性がない、身辺自立が図ることができない状態にある重度の障害者や高齢者の人たちにとっての「自立」について、答えが出ない。すなわち、経済的あるいは身体的支援を受けている彼ら・彼女たちは、経済的自立、身辺自立というゴールにたどりつけない存在としてとらえることになってしまう。そこで、地域の中で経済給付や対人サービスを受けながら自己決定・自己選択に基づき生活を営む

「精神的自立」「援助（支援）付自立」という考え方で自立をとらえ返す必要があり、またその支援を行っていかなければならない。

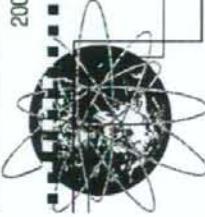
以上のように、公的扶助制度の中核に位置する生活保護制度が、国民・住民生活のナショナル・ミニマムを保障するとともに最後のセーフティネットとして機能していくことが必要であり、またそのような制度構造や運営実施体制を構築しないかなければならない。生活保護の利用が、生活の回復・安定、そして新たな生活意欲と生活再建のステップとなるような制度設計にすべきである。

\*本稿は、拙稿「生活保護行政を考える」[マッセ大阪 研究紀要 第10号] 勅  
大阪市町村振興協会おさか市町村職員研修研究センター、平成19年3月を  
修正加筆したものである。

#### ＜参考文献＞

- ・岡部卓「貧困問題と社会保障－生活保護制度「再検証」－」[社会福祉研究] 83号、鉄道弘済会 2002
- ・岡部卓「求められる新たな「セーフティネット」－生活保護制度を中心として－」[ガバナンス] 66号、ぎょうせい、2006
- ・岩田正美・岡部卓・清水浩一編『貧困問題とソーシャルワーク』有斐閣、2003
- ・東京都板橋区・首都大学東京共編 岡部卓 執筆者代表『生活保護自立支援プログラムの構築－官学連携による個別支援プログラムのPlan・Do・See－』ぎょうせい、2007

## 2007年度学界回顧と展望



## 貧困・低所得部門

岡部 卓 首都大学東京都市農業学部

## 1. ワーキングプア問題からなにかみえるか

21世紀に入り我が国において貧困・格差・不平等の問題が1990年代よりいっそう加速している。そのため、そのなかでも1990年代から都市問題として可視化されてきたホームレス問題とともにグローバリゼーションや規制緩和等によってもたらされたワーキングプア問題が、国民・住民の労働と生活の両面にわたる問題として社会の関心を集め、その解決の方策が待たれている。

この点、歐米においてワーキングプア問題を1960年代に「貧困の再発見」と標榜的に位置づけ、理論的・実証的観点から検証し政策的課題として政府内外に提起し、アクション（運動、政策）を起こしたのに比して、わが国は周回遅れでその問題にたどりついた印象を受ける。

新自由主義政策が、貧困・格差・不平等の拡大・深化を促したことには疑う余地のないことであるが、そのことだけが貧困問題を可視化させた理由とするにはあららない、それまでにも、ワーキングプアといわれるような貧困問題がわれわれの前に横たわっていた。なぜ「貧困の再発見」が遅れた、あるいは看過されてきたのである。この「問い合わせ」に対し、筆者は、さしあたり、次の3つの点からその「答え」としてどちらか必要があると考える。

てこなかったこと、このことが、貧困問題解消の取り組みを大きく遅らせた一因ではないかと考える。

2つ目は、貧困の量的・質的な把握についてである。わが国においては、貧困問題を把握する権限としての貧困者・世帯数等をとらえる政府統計がない。この点、歐米においては、世帯数等を把握する権限を持つデータを通して貧困対策の検討を行っている。そのため、そのデータを可能にしており、そのデータを通じて貧困の検討を行うことを可能にしている。このことは、上記に開拓した貧困をどう概念化・定義づけるのかにも関わることである。わが国においては、貧困に相当する定義が、政略的基準である生活保護基準があるくらいであり、それは、わが国の貧困者数・世帯の実態を反映するものとはいえない。生活保護制度の対象となっている貧困層は「制度によって切り取られた」層であり、それ以外の層は排除されている。すなわち、本来の貧困層と制度対象としての貧困層 = 「生活保護受給層」は重複しているのである。すなわち、制度対象とはならない龐大な貧困層が存在していると認識しなければならない。そのためにも、貧困を定義づけ、その量や質を正確にまた多面的にとらえる貧困の量的・質的測定をしていくことが必要不可欠である。政府等が調査を実施するなど、貧困問題の緩和・解決につながる基礎的データの収集・分析に努めなければならないと考える。

3つ目は、貧困問題の緩和・解決に向けての方針についてである。わが国の貧困対策は、欧米の教育法規にみられるような労働能力のある者（稼働年齢層）を含めて貧困問題の緩和・解決を図るのではなく、稼働年齢層、扶養義務者のいる者（相続割合）や「社会的排除」の概念を取り入れることによって貧困が社会問題化させ、貧困指標の開拓や測定を行うことによりワーキングプアに代表される貧困問題の量や質の提示、政策立案・実施を行ってきたのである。このことを見ると、わが国におけるワーキングプアに代表される貧困問題については、「相対的貧困」以降の貧困問題をもたなければいけない。しかし、現行生活保護法が制定・施行され、それが把握することが必ずしものいえよう。われわれの觀念の中には、「絶対的貧困」としての貧困認識からの脱却、ならびに社会的・文化的な容認できないといえ方としての（單に相対化した不公平の尺度としてではない）「相対的貧困」以降の貧困認識が十分醸成（あるいは普及・浸透）され

るという規定をおいた。これらをどう解釈し運用するかにより、生活保護を受給する対象層が大きく変わってくる。この点、現行法で採用された一般扶助主義が、生活保護行政においてきわめて厳格な解釈・運用が行われるために、日常生活保護法で長く採用されていた制限扶助主義と並行して、同様の実態となっていることが指摘できよう。すなわち、生活保護受給世帯では非稼働世帯化が進んでいるのである。現在、約5割が「高齢者世帯」、約4割が「傷病・障害者世帯」、そして残りの1割が「ひとり親世帯」と「その他世帯」の3つに分かれている。このなかには、失業あるいは低い賃金で不安定な雇用形態にあるワーキングプアやホームレス状態にある者・世帯が含まれている割合は少ない、非正規化が進行するなかで、「能力の活用」をどのように考えるかは、労働政策と社会保障政策、とりわけ生活保護政策の大きな課題となっている。

## II. ナショナルミニマムへの問い合わせ：生活扶助基準引き下げが突きつけたもの

上述のワーキングプア問題と同じあるいはそれ以上のインパクトをもって貧困低所得層を直撃したものに、生活扶助基準の引き下げ問題がある。いうまでもなく生活保護制度によって保護される生活水準は、最低生活水準として設定されており、それは生活保護制度の保護水準を表しているだけではなく。国民にどの程度の生活レベルを国家が保護していくのかという、ナショナルミニマム（国民最低限）、いわば社会保護制度の根幹にかかる機能を有している。この水準は、憲法第25条に明記されているように「健康で文化的な最低限度の生活水準でなければならない」とされ、單に生理的生存が可能な水準ということではなく、人間としての尊厳と体裁が維持できる社会的文化的生活が実現される水準でなければならないとしている。この最低生活水準は、生括開闢（貧困）であるかどうかを判断する貧困線の役割をもつ、そして、最低生活保護は生活需要